

今年も「収支内訳書」提出の督促は行わない-総務課長が回答

申告書等「控」へ収受印は押印せず、リーフレットの交付を続ける

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二
FAX 八一一九七五六



税務署の異動がありました

8月5日、税務署の異動を受け小牧・尾北・春日井の3民商で「顔合わせ」を行いました。尾北民商の宇佐見会長・兼松事務局長、小牧民商の福本事務局長、春日井民商の森山会長・上原事務局長の5名が参加。税務署側からは新任の石川総務課長と重山課長補佐が対応しました。

挨拶が終り、「「収支内訳書」等の提出の督促は行うのか？」という質問について、総務課長から「小牧税務署は今年も送りません」との回答があり「ペーパーレス化を推進しているの、要望があれば収支内訳書を送ることもしない」との説明もありました。(熱田税務署等では「督促」が届いています)

今年1月から申告書等の「控」に収受印を押さなくなったことについては、「収受印自体がまったく無くなるという事はない。「控」に収受印を復活させるという事も、上からは降りてきていないため、いままでのようにリーフレットで対応させていただく」との事でした。

従来は「提出用・控両方を確認し、間違いがないことを確認したのちに押印していたものを、今は確認することなくリーフレットを渡している。必ずミスが出てくるのではないか」との懸念に対しては「時間がかかってもしつかり両方を確認したのちにリーフレットを渡すようにしたい」と回答がありました。

税務署宛「要請書」は九月十六日に提出

税務署に対して毎年行っている3民商会長連名の「民主的な税務行政を求める要請書」は九月十六日(火)に提出し、後日回答をもらうことになりました。

倉敷民商弾圧事件

9月26日(金)の三者協議に向け
裁判官に「緊急要請書」を届けよう!

事件発生から11年が経過している倉敷民商弾圧事件ですが5月に行われた公判以降、いまだ公判の日程が決まっていません。

弁護士からは9月26日(金)の三者協議(弁護士・裁判所・検察による進行協議)で裁判所が証拠についての採否を明らかにすると報告されています。

弁護士からは「脱税をした」とされる建設会社の関係者や太田全商連会長などの証人、学者からの意見書などが証拠申請されていますが、福屋さんの無罪を勝ち取るためにはこのような証人・意見書を裁判所に証拠採用させることが不可欠になります。

今回の商工新聞に「要請書」を折り込んでいます。

左の「要請書記入例」も参考にしながら「私の思い」を書いて裁判所に届けましょう。記入したものは事務所までFAXしてください。

【要請書記入例】

○福屋さんは無罪です。弁護団の求めるすべての証人・証拠を採用してください。

○この裁判は11年半も続いています。すべて裁判所と検察の責任です。きちんとやってください。

○いつまでこの裁判を続ける気ですか。検察が立証責任を果たしていないのは明らかです。直ちに無罪判決を出してください。

○弁護団の求めるすべての証人・証拠を採用してください。裁判官のみなさん冤罪を作らないでください。

○上に書かれている通りです。裁判官の良心を活かす時です。どうかよろしくお願いいたします。

春日井民商事務局員を募集しています
事務局体制の補充のため春日井民商の事務局員を募集しています。年齢や経験は問いません。基本的なパソコンの操作、普通免許があるといいです。
社会保険もあります。給与は県の規定によります。詳しくは事務所まで。
知り合いの方の紹介も大歓迎です!

《夏期休業のお知らせ》
カレンダーの関係もあり
8月9日(土)~8月17日(日)
の間、事務所はお休みになります。
相談等は18日以降でお願いします。会費も18日以降にお届けいただくようお願いします。
(商工新聞もお休みで次回は20日事務所着です)

参加費無料

若手の会員集まれ!

若手会員の集い

若手会員の集いを8月24日(日)事務所隣の**ことぶき町公民館・ことぶき公園**にて開催します。
青年部加入者、若手会員、昔若手だった方も参加OK
家族そろってご参加ください

バーベキュー
カレー
そうめん
ビール

※参加希望の方は、お近くの支部役員または、事務所までご連絡ください

8月24日(日)11時~14時
ことぶき町公民館・ことぶき公園

★駐車場の数に限りがあります。
お酒を飲まれる方は、車での来場はご遠慮ください

お問合せ 春日井民商工会
春日井市ことぶき町183
0568(81)1432
LINE始めました
友達登録をお願いします

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀